

あなたご自身に関するアンケート

□ ■ WEBアンケート ■ □

アンケートにご協力をお願いします。

- ◆回答時間目安： おおよそ 5分  
(ご回答の内容により変動します)
- ◆回答可能デバイス： パソコンまたはスマートフォン

※お答えいただいた内容は統計的に処理し、回答者個人が特定されるような情報について公表することはありません。

※前の質問に戻ることができないため、間違いがないようにご回答ください。

※アンケート回答に必要な環境は [こちら](#) をご覧ください。


**口頭**


**画像保存**


**SNS共有**


**転売**

アンケートや調査は**企業・団体の未発表・未公開情報を含む場合**があります。口頭・SNS(X [旧Twitter]・Instagram等)などいかなる手段や方法であっても**第三者へ漏えい(再拡散含む)・保存・転載・テスト品などの転売等の全ての行為**を禁止しています。これらの行為は**損害賠償請求・民事訴訟の対象となる場合**がありますので十分ご注意ください。

◆所属団体



◆個人情報管理



◆TSE STANDARD



◆ISO20252



同意して開始

「D style web（株式会社アスマーク）」では、個人情報保護の重要性を強く認識し、JISQ15001に則った管理と取り扱いを行っております。（詳しくはこちらをクリック）

■ ■ 調査主体及び個人データ提供先 ■ ■

【個人データ提供先】

・ **調査主体会社**（調査会社・広告代理店・メーカー・サービス会社など）

【提供される情報】

・ **回答ID**（回答IDの例：No.1.2...1000...）

このアンケートに対して個別に振り分けられる番号になります。

※お名前や住所などの個人情報を直接提供する場合には、改めて本人同意を取得いたします。

同意して、回答する

同意しない／回答を希望しない

※「同意して、回答する」を選んだ方のみポイントの付与の対象となります。

必須

このアンケート／インタビューでは、「要配慮個人情報<sup>\*</sup>」とされる一層の配慮が必要な情報についてお尋ねをさせていただく内容が含まれております。回答はご自身の自由意志によるものとなりますので、途中で回答をやめていただいても問題ございませんので、記載内容に同意の上、回答のご協力をいただけますか。（1つ選択）

<sup>\*</sup>「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（個人情報保護委員会ウェブサイト「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」から抜粋）

- 記載内容に同意できる
- 記載内容に同意できない

※「記載内容に同意できる」を選んだ方のみポイントの付与の対象となります。

次へ

**必須** F1.

あなたの年齢をお知らせください。(数値記入)  
※半角数字でご記入ください。

 歳

**必須** F2.

あなたの性別をお知らせください。(1つ選択)

男性

女性

**必須** F3.

あなたが現在お住まいになっている都道府県についてお知らせください。(1つ選択)

次 ^



**必須** F4.

あなたが現在お住まいになっている市町村についてお知らせください。 (1つ選択)

▼▼▼選択して下さい▼… ▼

次 へ

**必須** F5.

あなたの職業をお知らせください。(1つ選択)

- 会社役員・団体役員
- 会社員（正規雇用）
- 会社員（派遣・契約など非正規雇用）
- 公務員・団体職員
- パート・アルバイト
- 自営業・自由業
- 農林水産業
- 家内労働・在宅ワーカー
- 専業主婦・専業主夫
- 無職
- 学生
- その他

次 ^



予備調査のご協力ありがとうございます。

これより**本調査**に移ります。

引き続きご協力お願い致します。

次へ

男女の「仕事」「家庭」「地域活動」の関わり方についてお伺いします。

**必須** Q1.

あなたの経験に照らし、次のことがらについて、あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。（それぞれ1つずつ選択）

※「地域活動」とは、自治会、PTA、民生委員、NPOやボランティアでの活動などをさします。

<p>ここに回答→</p>	<p>そう思う</p>	<p>どちらかといえば そう思う</p>	<p>どちらかといえば そう思わない</p>	<p>そう思わない</p>	<p>わからない・ 経験がない</p>
<p>男は仕事、女は家庭という考え方</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<p>以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<p>地域活動(※)が以前より活性化している</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ



**必須** Q2.

大阪府では、男女共同参画の推進と青少年の健全育成を目的にドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）を運営しています。  
あなたは、このセンターについて知っていますか。（1つ選択）  
<https://www.dawncenter.jp/>

- どのような施設か知っている
- 聞いたことはあるが、どのような施設か知らない
- 聞いたことがなく、どのような施設かも知らない

次 ^



次に、配偶者暴力についてお伺いします。

**必須** Q3.

あなたは、次のようなことが夫婦（生活の本拠を共にする交際相手を含む）間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。（それぞれ1つずつ選択）

	常に暴力だと思う	時と場合によっては暴力だと思う	暴力だと思わない
夫婦間（生活の本拠を共にする交際相手を含む）で以下のことが行われた場合			
平手でうつ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
なぐるふりをして、おどす	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
なぐる、ける	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
家具などの物にあたる、壊す	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
望まないのに性的な行為を強要する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
無理矢理ポルノ画像などを見せる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
夫婦間（生活の本拠を共にする交際相手を含む）で以下のことが行われた場合	常に暴力だと思う	時と場合によっては暴力だと思う	暴力だと思わない
何を言っても無視し続ける	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

本ページの情報は、ほかの資料と動画などと一緒に活用する

子どもに危害を加えたり、子どもを取り上げようとする、又は子どもの前で暴力をふるう



次へ

## あなたご自身に関するアンケート

【 63% / 100% 】

### 必須 Q4.

あなたは、配偶者やパートナー、交際相手から、身体的暴力（なぐる、ける、等）や精神的暴力（暴言を吐く、何を言っても無視し続ける、等）、社会的暴力（友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする、等）、経済的暴力（働くことを邪魔したり仕事をやめさせたりする、等）、性的暴力（同意のない性的行為を強要する、等）を受けたことがありますか。また、そのような経験がある場合は、それを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。 [\(1つ選択\)](#)

- 暴力を受けた経験があるが、誰にも相談しなかった
- 暴力を受けた経験があり、誰かに相談した
- 暴力と思われるものを受けた経験はない
- 回答したくない

次へ

## あなたご自身に関するアンケート

【 68 % / 100%】

### 必須 Q5.

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、被害者からの相談に乗ったり、必要な支援を行っています。あなたはこの法律について知っていますか。（1つ選択）

- 知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがなく、内容を知らない

次へ

## あなたご自身に関するアンケート

【 73 % / 100%】

### 必須 Q6.

都道府県や一部の市町村では、配偶者からの身体的・精神的暴力の防止や、被害者の保護を目的に、相談や各種情報提供などを行う「配偶者暴力相談支援センター（※）」を各所に設置しています。あなたは、「配偶者暴力相談支援センター」についてどの程度ご存知ですか。（1つ選択）

※大阪府内では大阪府女性相談センター（大阪市中央区）、大阪府子ども家庭センター（府内6箇所）、大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市、松原市、東大阪市の各所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能があります。（令和6年2月現在）

- よく知っている
- よくは知らないが、名称は聞いたことがある
- 名称は知らないが、配偶者からの暴力の相談、情報提供などを行う施設等があることは知っている
- 知らない

次へ

児童虐待の防止についてお伺いします。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、18歳未満の者を児童とし、保護者が児童に対して行う主に次のような行為を「児童虐待」と定義しています。

- ・身体への暴行
- ・児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- ・著しい暴言・拒絶的反応・配偶者への暴力を見せるなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・保護者以外の同居人による前記の行為と同様の行為を放置すること など

**必須** Q7.

児童虐待等の連絡先として平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」（いちはやく）という3桁の番号になり、令和元年12月に、「児童相談所虐待対応ダイヤル」へ名称が変更されました。あなたはこの3桁の番号を知っていましたか。（1つ選択）

- 虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知っていた
- 虐待対応ダイヤルがあることは知っていたが、それが「189」であることは知らなかった
- 虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知らなかった

次へ

**必須** Q8.

前問で「\*\*\* ANS Q10700 \*\*\*」と答えた方にお伺いします。

「虐待対応ダイヤル」について、あなたが見聞きしたことがあるものを、すべて選んでください。（複数選択可）

※「オレンジリボンキャンペーン」とは、児童虐待防止に対する意識を高めるため、11月の児童虐待防止月間を中心として全国で行われる、広報啓発活動等の取組みです。  
大阪府では、ガンバ大阪、大阪ラヴィッツとの連携ポスターによる広報啓発や、オレンジライトアップ、デジタルサイネージによる広報啓発などによるキャンペーンを行いました。

- 知事や市町村長が着用している児童虐待防止オレンジジャンパー
- オレンジリボンキャンペーン※
- 児童虐待に関するリーフレット・ポスター
- 大阪府や市町村の広報誌
- 大阪府や市町村のホームページ
- 大阪府や市町村以外のインターネット（SNS含む）
- テレビ、ラジオ
- 新聞、雑誌
- 友人・知人からの口コミ
- その他
- わからない／覚えていない

## あなたご自身に関するアンケート



【 89 % / 100%】

### 必須 Q9.

児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた人は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、速やかに福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない義務があります。あなたは、このことを知っていましたか。 (1つ選択)

- 知っていた
- 知らなかった

次へ

## あなたご自身に関するアンケート

【 94 % / 100%】

### 必須 Q10.

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。あなたは、このことを知っていましたか。 (1つ選択)

- 知っていた
- 知らなかった

次へ